

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領 <u>（令和7年12月版）</u></p> <p>1 参加者証の交付申請について</p> <p>(1) 「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3(6)に定める対象医療を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に以下の①から<u>③の区分により、それぞれ</u>に掲げる書類等を添えて、知事に申請するものとする。また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。</p> <p><u>なお、65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、③75歳以上の申請者の例によるものとする。</u></p> <p><u>① 70歳未満の申請者</u></p> <p><u>ア</u> 別記第2号様式による臨床調査個人票及び同意書（臨床調査個人票については実施要綱5(1)に定める指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。）</p> <p><u>イ</u> <u>申請者の住民票の写し</u></p> <p><u>ウ</u> 別記第3—1号様式及び別記第3—2号様式による肝がん・重度肝</p>	<p>京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領 <u>（令和8年3月版）</u></p> <p>1 参加者証の交付申請について</p> <p>(1) 「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3(6)に定める対象医療を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に以下の①から<u>⑤</u>に掲げる書類等を添えて、知事に申請するものとする。また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。</p> <p><u>①</u> 別記第2号様式による臨床調査個人票及び同意書（臨床調査個人票については実施要綱5(1)に定める指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。）</p> <p><u>②</u> <u>マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しなど、申請者の限度額適用認定証等の適用区分を確認することができるもの</u></p> <p><u>③</u> 別記第3—1号様式及び別記第3—2号様式による肝がん・重度肝</p>

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の別記第3—2号様式に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱3(6)に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に1月以上あることが記録されているものをいう。以下<u>1(1)</u>、6(2)、7(6)及び10において「医療記録票の写し等」という。）</p> <p><u>エ</u> 核酸アナログ製剤治療について京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱別記第5—2号様式による肝炎治療受給者証の交付を受けた者（以下「肝炎治療受給者証被交付者」という。）にあつては、京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱第12号様式による肝炎治療自己負担上限額管理票であつて、実施要綱3(6)に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し</p> <p><u>オ</u> 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等</p> <p><u>② 70歳以上75歳未満の申請者</u></p> <p><u>ア 個人票等</u></p> <p><u>イ 所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属</u></p>	<p>硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の別記第3—2号様式に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱3(6)に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に1月以上あることが記録されているものをいう。以下6(2)、7(6)及び10において「医療記録票の写し等」という。）</p> <p><u>④</u> 核酸アナログ製剤治療について京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱別記第5—2号様式による肝炎治療受給者証の交付を受けた者（以下「肝炎治療受給者証被交付者」という。）にあつては、京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱第12号様式による肝炎治療自己負担上限額管理票であつて、実施要綱3(6)に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し</p> <p><u>⑤</u> 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等</p> <p><u>(削る)</u></p>

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p><u>する全ての者の住民税課税・非課税証明書類</u></p> <p>ウ <u>申請者の住民票の写し。ただし、所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し</u></p> <p>エ <u>医療記録票の写し等</u></p> <p>オ <u>肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</u></p> <p>カ <u>知事が申請内容の審査に必要と認める書類等</u></p> <p>③ <u>75歳以上の申請者</u></p> <p>ア <u>個人票等</u></p> <p>イ <u>所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の住民税課税・非課税証明書類</u></p> <p>ウ <u>申請者の住民票の写し。ただし、所得区分が一般にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し</u></p> <p>エ <u>医療記録票の写し等</u></p> <p>オ <u>肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</u></p> <p>カ <u>知事が申請内容の審査に必要と認める書類等</u></p> <p>(2) 実施要綱6(2)ただし書により、更新の申請を行う場合には、(1)に掲げる書類等（個人票等<u>及び限度額適用認定証等の写し</u>を除く。）、2(5)により交付された参加者証の写し<u>及び所得区分の認定を行うために必要な書類等</u>の添付を要することとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p></p> <p>(2) 実施要綱6(2)ただし書により、更新の申請を行う場合には、(1)に掲げる書類等（個人票等を除く。）、2(5)により交付された参加者証の写しの添付を要することとする。</p> <p>(3) (略)</p>

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>(4) 医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。<u>なお、経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証は最大で1年間、従前のおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認も可能とする。</u></p> <p>2 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、<u>マイナポータルの資格情報画面又は医療保険者が発行する資格情報のお知らせ、資格確認書（一部負担金の割合の情報が記載されているものに限る。）</u>若しくは<u>限度額適用認定証等、高齢受給者証その他所得の状況を把握できる書類</u>に基づき、申請者が実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた申請者が加入する医療保険者に対し、所得区分の認定を行うために必要な資料等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される所得区分について、(5)に定める参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。</p>	<p>(4) 医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。</p> <p>2 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、<u>1(1)②の書類等</u>に基づき、申請者が実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた<u>当該申請者に適用される所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。</u><u>なお、低所得者区分（所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう。）に該当すると思われる申請者が、参加者証の交付申請に併せて任意で限度額適用認定等を受けようとする場合には、実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた</u>申請者が加入する医療保険者に対し、所得区分の認定を行うために必要な資料等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される所得区分につ</p>

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 対象患者が実施要綱5(2)①により自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱い及び5に定める助成額の申請方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)による申請又は5に定める助成額について申請を行おうとする者（以下「医療費償還払い申請者」という。）は、別記第8号様式による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い申請書に、次に掲げる書類等を添えて、知事に申請するものとする。</p> <p><u>ア</u> 医療費償還払い申請者の参加者証の写し</p> <p><u>イ</u> 医療記録票の写し等</p> <p><u>ウ</u> 当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書</p> <p><u>エ</u> 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し（ただし、(1)による申請の場合を除く）</p> <p><u>オ</u> その他、知事が申請内容の審査に必要と認める書類</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～15 (略)</p>	<p>いて、(5)に定める参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 対象患者が実施要綱5(2)①により自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱い及び5に定める助成額の申請方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)による申請又は5に定める助成額について申請を行おうとする者（以下「医療費償還払い申請者」という。）は、別記第8号様式による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い申請書に、次に掲げる書類等を添えて、知事に申請するものとする。</p> <p><u>ア</u> <u>医療費償還払い申請者の限度額適用認定証等の適用区分を確認することができるもの</u></p> <p><u>イ</u> 医療費償還払い申請者の参加者証の写し</p> <p><u>ウ</u> 医療記録票の写し等</p> <p><u>エ</u> 当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書</p> <p><u>オ</u> 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し（ただし、(1)による申請の場合を除く）</p> <p><u>カ</u> その他、知事が申請内容の審査に必要と認める書類</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～15 (略)</p>

「京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>別記第5号様式 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</p> <p>■欄外右上 令和6年改正様式</p> <p>■保険情報 <u>被保険者証</u>の記号・番号</p> <p>別記第8号様式 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い申請書</p> <p>■欄外右上 令和7年改正様式</p> <p>■下段 ※1 （略） ※2 以下の書類を添付して、お近くの保健所等から申請してください。</p> <p>① 申請者（参加者）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し ② 申請者（参加者）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の写し等 ③ 当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明細書 ④ 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等） ⑤ 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の24月以内の「肝炎治療自己負担上限額管理票」の写し ⑥ その他（知事が必要と認める書類） ※3 （略）</p>	<p>別記第5号様式 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</p> <p>■欄外右上 令和8年改正様式</p> <p>■保険情報 記号・番号</p> <p>別記第8号様式 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い申請書</p> <p>■欄外右上 令和8年改正様式</p> <p>■下段 ※1 （略） ※2 以下の書類を添付して、お近くの保健所等から申請してください。</p> <p>① <u>申請者（参加者）の限度額適用認定証等の適用区分を確認することができるもの</u> ② 申請者（参加者）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し ③ 申請者（参加者）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の写し等 ④ 当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明細書 ⑤ 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等） ⑥ 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の24月以内の「肝炎治療自己負担上限額管理票」の写し ⑦ その他（知事が必要と認める書類） ※3 （略）</p>